

所得税、市・県民税 申告はお早めに！



鈴鹿税務署からのお知らせ

【申告と納税の期限】

●所得税、贈与税
3月15日(木)

●消費税・地方消費税
4月2日(月)

※所得税、消費税・地方消費税の納税は、便利な口座振替をご利用ください。

◆確定申告会場

と き
2月16日(金)～3月15日(木)
午前9時～午後5時
※土・日曜日は除く
※受付は午後4時まで
※給与や年金収入のある人などは、2月13日(火)から右記会場でも、申告相談の受付をします。

と ころ
イオンモール鈴鹿2階「イオンホール」
※午前9時～10時の確定申告会場入口は、専門店街南入口のみとなります。
※会場の混雑状況により、受付を早めに終了する場合があります。
※上記の期間中は、税務署での申告書の作成指導は行いません。

問合先 鈴鹿税務署 (☎059-382-0351)

※自動音声で案内していますので、確定申告に関するお問い合わせは「0」を選択してください。

◆申告書等の送付の変更について

申告書に代えて「確定申告のお知らせ」が送付されます

次の【送付物に変更となる人】に該当する人は、平成29年分の確定申告から、申告書等用紙の代わりに、「確定申告のお知らせ」が送付されることになります。

【送付物に変更となる人】

前年に申告書等用紙が送付されている人のうち、平成28年分の「所得税および復興特別所得税」または「消費税および地方消費税」の確定申告書を、税務署以外の次の相談会場で提出した人

- 地方公共団体(市区町村窓口)の相談会場
- 税理士会による無料申告相談会場
- 青色申告会による相談会場

※「確定申告のお知らせ」とは、確定申告書の受付期間や納期限、予定納税額など確定申告書の作成に必要な情報を記載しているはがきまたは通知書を言います。

※「確定申告のお知らせ」が送付される人には、申告書、青色申告決算書や収支内訳書なども送付されません。国税庁ホームページから、様式をダウンロードするなどの対応をお願いします。



◆贈与税の申告が必要な人

- ▷110万円を超える財産の贈与を受けた人
- ▷次の特例の適用の対象となる贈与を受けた人

- ・配偶者控除(控除額2,000万円)
- ・相続時精算課税(特別控除額2,500万円)
- ・住宅取得等資金の非課税

※家屋の種類や家屋の増改築等に係る契約の締結日に応じて、非課税限度額は下表のとおりになります。

家屋の種類	平成27年 12月31日以前	平成28年 1月1日から 平成32年 3月31日まで
省エネ等住宅	1,500万円	1,200万円
省エネ等住宅以外	1,000万円	700万円

◆スマート！確定申告

ご自宅のパソコンを使って、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から“スマート”に申告書が作成できます。

国税庁ホームページ

「確定申告書等作成コーナー」のメリット

- ▷相談会場に出向く必要がありません。
 - ▷作成した申告書を、郵送、e-Taxで提出できます。
 - ▷確定申告期間中は24時間いつでも利用可
 - ▷自動計算機能により計算誤りの防止
- ※詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください(URI <http://www.nta.go.jp>)。

国税局

検索

1. 亀山市での申告相談受付のご案内

【市役所】

2月16日(金)～3月15日(木)
午前8時30分～午後4時

※午前8時から番号札を配布します。
※土・日曜日は除く

【関支所】

2月16日(金)～3月15日(木)
午前8時30分～11時30分
午後1時～4時30分

※午前8時から番号札を配布します。
※土・日曜日は除く

ご注意！

青色申告をする人、不動産や株式などの譲渡所得がある人、住宅借入金等特別控除を受ける人、外国税額控除を受ける人、海外親族を扶養とする人、平成28年分以前の確定申告をする人は、必ず鈴鹿税務署職員による確定申告会場をご利用ください。

【地区コミュニティセンターなど】

相談日	地区	時間	会場
2月1日(木)	神辺	9:00～16:00	神辺地区 コミュニティセンター
2月2日(金)	昼生	9:00～16:00	昼生地区 コミュニティセンター
2月5日(月)	白木	9:00～11:30	白川地区南 コミュニティセンター
	小川	13:30～16:00	小川地区 生活改善センター
2月5日(月)	安知本 楠平尾	13:30～16:00	南部地区 コミュニティセンター
	野登	9:00～16:00	野登地区 コミュニティセンター
2月7日(水)	川崎	9:00～16:00	川崎地区 コミュニティセンター
2月8日(木)	井田川	9:00～16:00	井田川地区南 コミュニティセンター
2月9日(金)	阿野田 菅内	9:00～16:00	東部地区 コミュニティセンター
	天神 和賀	13:30～16:00	和賀公民館
2月13日(火)	加太	13:30～16:00	林業総合センター

※井田川地区は、申告相談を例年行っている井田川地区北コミュニティセンターが改修工事のため、今年は井田川地区南コミュニティセンターで行います。

2. 所得税の確定申告が必要な人

事業・農業・不動産収入のある人 または土地や建物を売った人で	年間所得金額の合計額が 所得控除(扶養控除、基礎控除等)の合計額を超える人
平成29年中に給与のある人で	給与等の収入が2,000万円を超える人
	年末調整済みの給与以外の所得の金額が20万円を超える人
	給与を2カ所以上からもらっている人
平成29年中に公的年金のある人で	同族会社の役員などで、その会社から給与のほか に貸付金の利子、土地などの賃貸料の支払いを受けている人
	公的年金などの収入金額が400万円を超える人 公的年金などにかかる雑所得以外の所得金額が20万円を超える人

※公的年金収入が400万円以下、かつその他の所得が20万円以下の人は確定申告が不要です。

3. 確定申告をすれば所得税が戻る人

次のいずれかに該当する人で、所得税が納め過ぎになっている人は、還付申告をすることができます。

- ▷ 給与所得または公的年金等に係る雑所得のみの人で、医療費控除、寄付金控除等を受けられる人
- ▷ 給与所得のみの人で、年末調整を受けていない人
- ▷ 総合課税の配当所得のある人で、所得控除の合計額が総所得金額の合計額を超える人
- ▷ 予定納税をしているが、廃業等により確定申告の必要がない人など

4. 市・県民税の申告が必要な人

平成30年1月1日時点で亀山市に住所があり、次のいずれかに該当する人

- ▷ 事業所得、農業所得、配当所得、不動産所得、譲渡所得、雑所得、一時所得または山林所得がある人
 - ▷ 勤務先から給与支払報告書の提出が無い人
 - ▷ 医療費控除など各種控除の申告をする人
- ※所得税の確定申告書を提出する人は、市・県民税の申告は不要です。

※前年中の所得がない人は申告の必要はありませんが、証明書交付、国民健康保険税などの算定や軽減に必要なため、申告書の提出をお勧めします。

※前年度に市・県民税の申告をした人へは、市・県民税申告用紙を1月下旬に送付します。

5. 確定申告および市・県民税申告の際に必要なもの

あなたの所得	必要なもの（収入支出関係書類および所得控除を受けるために必要な書類）
事業所得	収支内訳書（収入および支出を明らかにできるもの）
農業所得	
不動産所得	
配当所得	各支払者からの支払通知書
給与所得	給与所得の源泉徴収票の原本
雑所得	公的年金等の源泉徴収票の原本、支払通知書の原本などのその所得を証明する書類
一時所得	支払通知書の原本などのその所得を証明する書類

共通して必要なもの

- ▷ 個人番号確認書類（マイナンバーカードまたは通知カード）
- ▷ 身元確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ▷ 印鑑（認印）
- ▷ 還付申告をする人は、還付金の振込先の分かるもの（通帳など）
- ▷ 各種控除を受けるための金額を証する書類
国民健康保険税・介護保険料・生命保険料控除証明書・地震保険料控除証明書などの控除に係る証明書、寄付金の受領書など

ご注意！

特定の控除を受ける場合の注意点

- ▷ 医療費控除を申告する場合は、年間の支払額を集計した明細書を事前に作成してお持ちください。
- ▷ 寄付金控除を受ける場合は、寄付金の受領書などに記載された氏名の本人のみ控除を受けられます。

確定申告、市・県民税申告には、次の①②が必要です。

- ① マイナンバー（12桁）の記載
- ② 本人確認書類の提示、または写しの添付

- ▷ 申告書にはマイナンバー（個人番号）を記載する欄を設けており、申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。
- ▷ マイナンバーを記載した申告書を提出する際は、申告者本人の本人確認書類の提示、または写しの添付が必要です。



社会保障・税番号制度の
広報用ロゴマーク「マイナちゃん」

マイナンバーカード（個人番号カード） お持ちの人

マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認・身元確認）が可能



※自宅などから e-Tax で申告書などを送信すれば、別途、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

マイナンバーカード（個人番号カード） お持ちでない人

① 番号確認書類（申告者のマイナンバーを確認できる書類）

- 通知カード
- 住民票の写し、または住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限る）

などのいずれか1つ



② 身元確認書類（記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類）

- 運転免許証
- 身体障害者手帳
- パスポート
- 在留カード
- 公的医療保険の被保険者証



などのいずれか1つ

問合せ先 確定申告の相談…鈴鹿税務署（☎059-382-0351）
市・県民税申告の相談…財務部税務室（☎84-5011）

平成30年度からの個人住民税に適用される主な税制改正

1. 給与所得控除の見直し

給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いて算出しますが、給与所得控除の上限額が引き下げられることになりました。

区分	現行	平成30年度以降課税分
給与所得の上限額	1,200万円以上	1,000万円以上
受けられる給与所得控除の上限額	230万円	220万円

2. 医療費控除の見直し

(1) セルフメディケーション税制(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の特例)

健康の維持増進と疾病の予防への取り組みとして、【①一定の取り組み】を行う個人が、本人や生計を一にする配偶者その他親族に係る一定の【②スイッチOTC医薬品】を購入した場合、その年中に支払った合計額が12,000円を超える部分の額(超えた部分の額の上限88,000円)を、その年の所得控除として申告できます。

適用期間

平成29年1月1日～平成33年12月31日
(平成29年分～平成33年分の申告で適用)



◆特例の適用条件(【①一定の取り組み】)とは

控除を受けようとする年中に、納税者本人が次の取り組みのいずれかを受けていること

- 特定健康診査(メタボ検診など)
 - 予防接種
 - 定期健康診断(事業主検診)
 - がん検診
 - 健康診査
- (人間ドックなどで、医療保険者が行うもの)

◆【②スイッチOTC医薬品】(特定一般用医薬品等)とは

医療用医薬品(主に医師が処方する医薬品)からOTC医薬品(薬局やドラッグストアで販売されている、医師の処方を受けていない医薬品)に転用された医薬品のこと

※対象となる医薬品など詳しくは、厚生労働省ホームページでご確認ください(厚生労働省ホームページ内で「セルフメディケーション」と検索)。[URL http://www.mhlw.go.jp/](http://www.mhlw.go.jp/)

◆主な提出書類

- 一定の取り組みを行ったことが分かる書類
- スイッチOTC医薬品の金額が分かるレシートなど

◆特例の適用を受けるには、現行の医療費控除の適用を受けることはできません

＜現行の医療費控除＞	併用は不可	＜セルフメディケーション税制＞
医療費控除対象分(限度額200万円)	いずれか選択	医療費控除対象分(限度額88,000円)
10万円と総所得金額等の5%といずれか少ない金額を医療費から差し引く		12,000円を医療費から差し引く

(2) 医療費控除・セルフメディケーション税制の申告時における「医療費控除の明細書」の添付義務化

平成29年分以降の医療費控除とセルフメディケーション税制のいずれか適用を受ける人は、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明細書」を、申告書提出の際に添付しなければならないことになりました。

※「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明細書」は、国税庁ホームページでご確認ください(国税庁ホームページ内で、「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」と検索)。

※医療保険者から交付を受けた医療費通知(次の6項目が記載されている通知。①被保険者の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称)を添付すると、明細の記入を省略できます。

※上記の6項目が記載されていない医療費通知では、医療費明細の作成の省略と、医療費の領収書の代用として使用できません。



経過措置

平成29年分～平成31年分の所得税の確定申告は、医療費等の領収書の添付または提示によることができます。

※市・県民税は平成30年度～平成32年度の申告

3. 上場株式等の配当所得などに係る所得税と異なる課税方式による個人住民税の課税選択

特定上場株式等の配当所得や特定上場株式等の譲渡(源泉徴収がある特定口座)に係る所得については、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課税することができることが明確化されました。

問合先 財務部税務室(☎84-5011)